

保護観察の実施

令和4年11月10日（木）

内閣官房行政改革推進本部事務局

説明資料

本年の秋のレビューの方針

E B P Mの手法を各府省庁に幅広く普及させていく「起点」としての議論を行う

- E B P Mの手法を全事業（5,000事業）に波及させ、**底上げを図ることを目指す**
- 個別事業の要否ではなく、E B P Mの手法の実践に向けた**改善策を中心に議論**を行う

セッション1（個別事業）

- **全事業でのE B P Mの手法の実践**に向けて、原則各省1テーマずつ選定
- **政策の効果の向上や、柔軟な見直しに資する方策を中心に議論**
 - ・ ロジックの確認
 - ・ 初期・最終アウトカム（成果目標・指標）の的確な設定
 - ・ 効果測定方法の改善などの論点を設定

セッション2（今後の行政事業レビューの改善について）

- 11月10日（木） 14：15～15：45
- セッション1の議論等を踏まえ、**行政事業レビューをE B P Mの実践に繋げていくための具体的方策**について議論

事業の概要

【概要】

- 「保護観察」とは、犯罪をした人や非行のある少年が健全な社会の一員として更生するよう、実社会の中で保護観察官と保護司が協働して指導監督・補導援護を行うもの。
- 更生保護サポートセンターは、保護司・保護司会が地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行う拠点。保護司の行う処遇活動への支援等を実施。

【予算額】 令和5年度概算要求：11,880百万円（令和4年度当初：11,417百万円）

※ 保護司に対する保護観察等の職務を行うために要した実費の弁償等

※ 更生保護サポートセンターを運営するための光熱水料や維持管理費、事務所借料等

保護観察官

心理学、社会学、教育学、その他更生保護に関する専門知識に基づき、更生保護に関する事務に従事する国家公務員



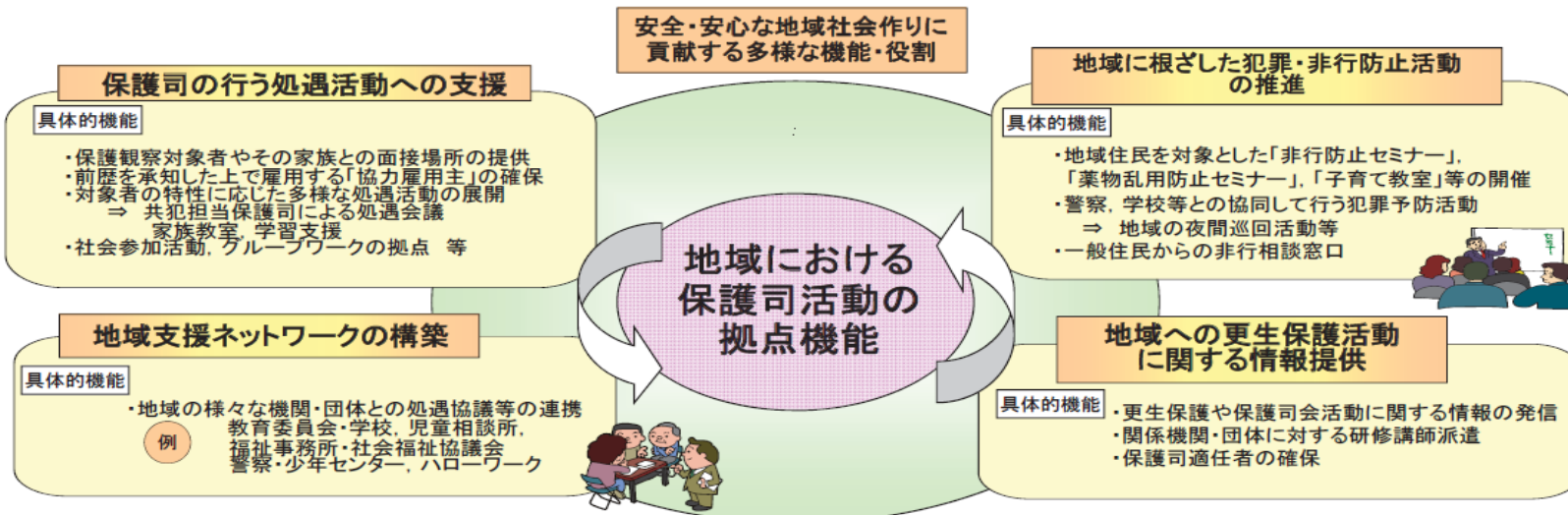
保護観察官 保護司

保護司

犯罪や非行をした人達の立ち直りを地域で支えているボランティア（法務大臣が委嘱）

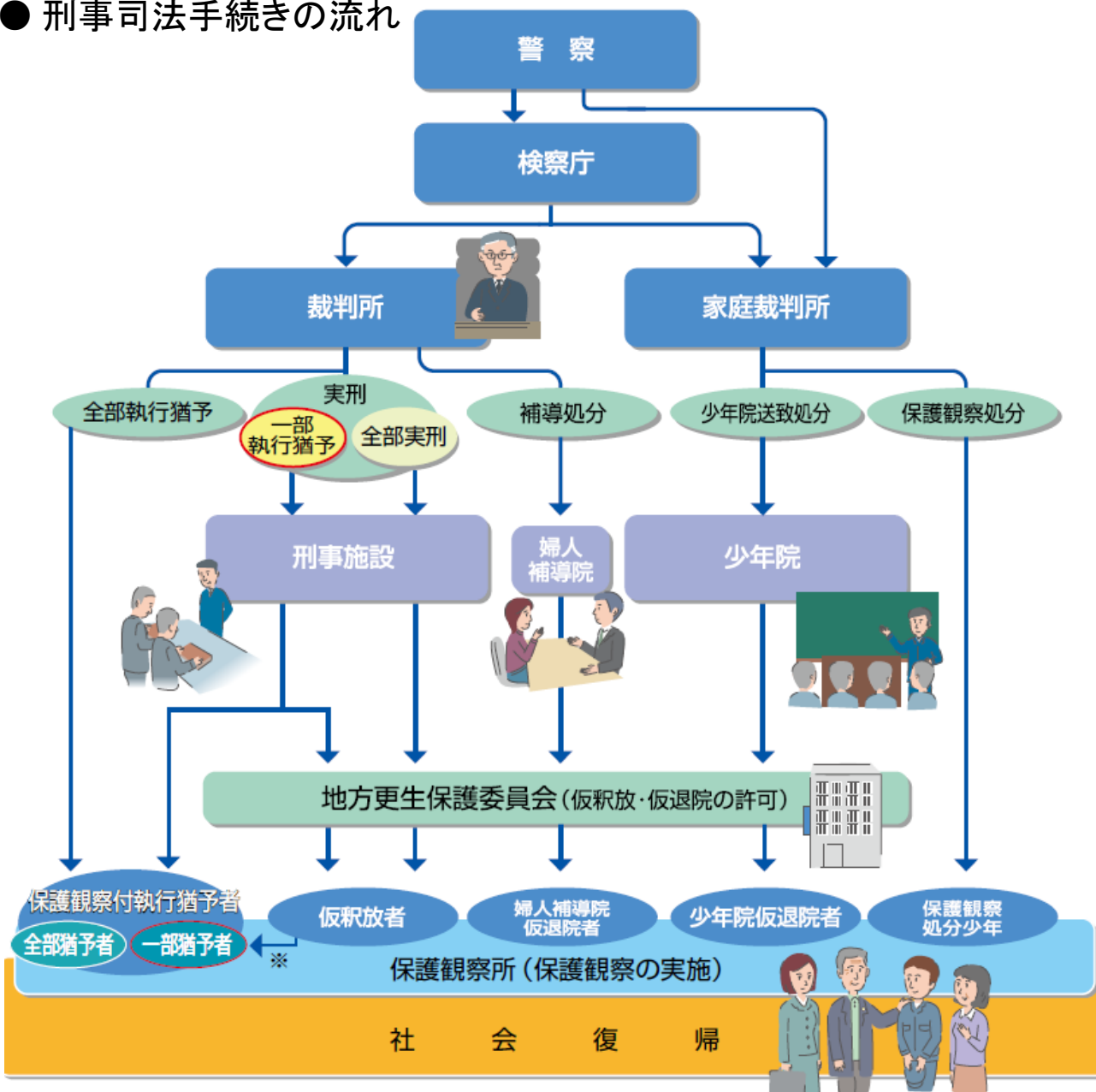


更生保護サポートセンターの機能



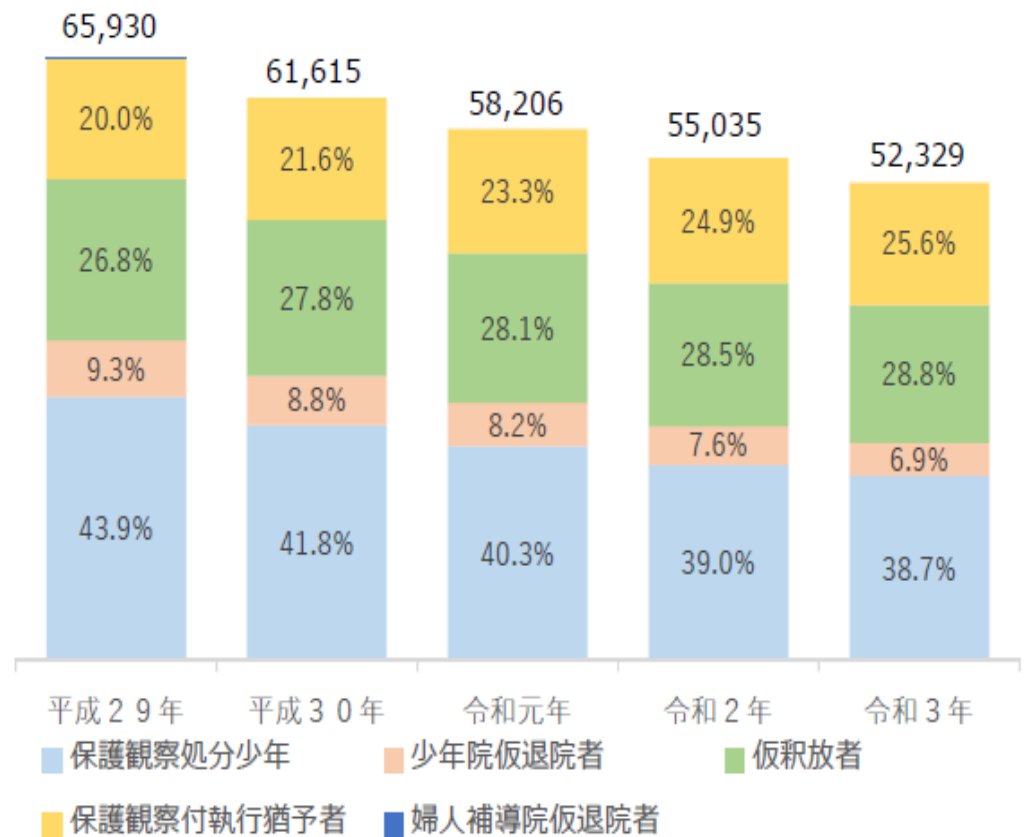
(参考)

● 刑事司法手続きの流れ



※保護観察付一部猶予者が仮釈放を許された場合は、仮釈放中の保護観察が終了した後、一部猶予期間中の保護観察が開始されます。

● 保護観察年間取扱事件数の推移



	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
保護観察処分少年	28,929	25,778	23,472	21,459	20,246
少年院仮退院者	6,119	5,408	4,789	4,188	3,604
仮釈放者	17,695	17,119	16,371	15,685	15,079
保護観察付執行猶予者	13,186	13,310	13,574	13,703	13,400
婦人補導院仮退院者	1	0	0	0	0
総数	65,930	61,615	58,206	55,035	52,329

※保護統計年報による

(出典:「更生保護パンフレット」、法務省作成資料)

論点となる事項①

(法務省)令和4年度行政事業レビューシート(サマリー・試行版) 保護観察の実施【ロジック①】 ※一部抜粋

活動内容 (アクティビティ)	保護観察対象者が実社会の中で改善更生できるように、国の責任において指導監督及び補導援助による保護観察を行うもの。	
活動目標及び 活動実績 (アウトプット)	活動目標	活動指標
	保護観察対象者等の特性に応じた処遇等の実施	取扱事件数(保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の 合計件数)
成果目標及び 成果実績 (初期アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標
	性犯罪者処遇プログラム受講者において、受講後問題性の程度が低下したと認められる者の割合を91%以上に上げる (平成20年度以降で最も数値が高かった平成21年度の実績値91.3%を参考として設定)	性犯罪者処遇プログラム受講者 において、受講後問題性の程度が低下したと認められる者の割合 (当該年中にコア・プログラムの受講を修了した者のうち開始時評点ー終了時評点が1以上となる者/当該年中にコア・プログラムの受講を修了した者)
成果目標及び 成果実績 (最終アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標
	出所者の刑事施設への再入所率(出所から2年以内)を16%以下に下げる。(再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定)において定められた数値目標)	出所者の刑事施設への再入所率 (出所年から2年以内)(当該出所年の出所者数のうち出所年から2年以内の再入所者数/当該出所年の出所者数)

※ 専門的処遇プログラムとしては、性犯罪者処遇プログラム、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム及び飲酒運転防止プログラムの4種があり、その処遇を受けることを義務付けて実施。(出典:令和3年版犯罪白書P77)

※ 「出所者の刑事施設への再入所率」は、保護観察対象者のうち「仮釈放者」及び満期釈放者が対象(法務省回答)

2-5-3-6表

保護観察対象者の類型認定状況

(令和2年12月31日現在)

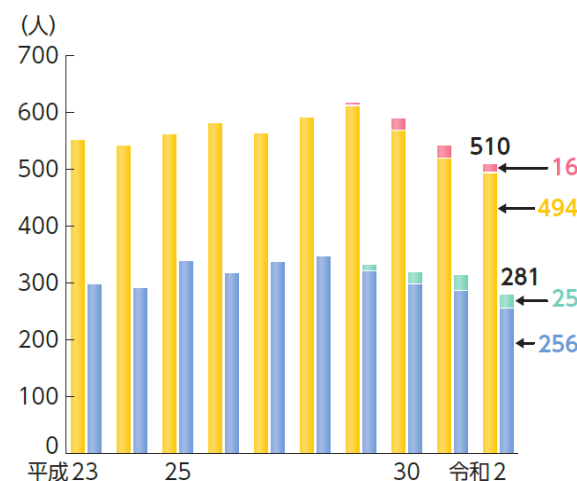
区分	類型												ギャンブル等依存
	シンナー等乱用	覚せい剤事犯	問題飲酒	暴力団関係	暴走族	性犯罪等	精神障害等	高齢	無職等	家庭内暴力	児童虐待	配偶者暴力	
仮釈放者	12 (0.3)	1,364 (32.1)	482 (11.3)	74 (1.7)	1 (0.0)	302 (7.1)	527 (12.4)	496 (11.7)	1,293 (30.4)	43 (1.0)	16 (0.4)	19 (0.4)	522 (12.3)
保護観察付全部・一部執行猶予者													
保護観察付全部執行猶予者	21 (0.3)	971 (13.1)	789 (10.6)	91 (1.2)	1 (0.0)	1,094 (14.8)	1,198 (16.2)	715 (9.6)	1,305 (17.6)	317 (4.3)	105 (1.4)	118 (1.6)	398 (5.4)
保護観察付一部執行猶予者	15 (0.6)	2,372 (88.2)	365 (13.6)	72 (2.7)	—	57 (2.1)	469 (17.4)	64 (2.4)	348 (12.9)	11 (0.4)	2 (0.1)	7 (0.3)	45 (1.7)

注 1 保護統計年報及び法務省保護局の資料による。
 2 複数の類型に認定されている者については、該当する全ての類型について計上している。
 3 ()内は、令和2年12月31日現在、保護観察中の仮釈放者、保護観察付全部執行猶予者又は保護観察付一部執行猶予者の各総数(類型が認定されていない者を含む。)のうち、各類型に認定された者の占める比率である。

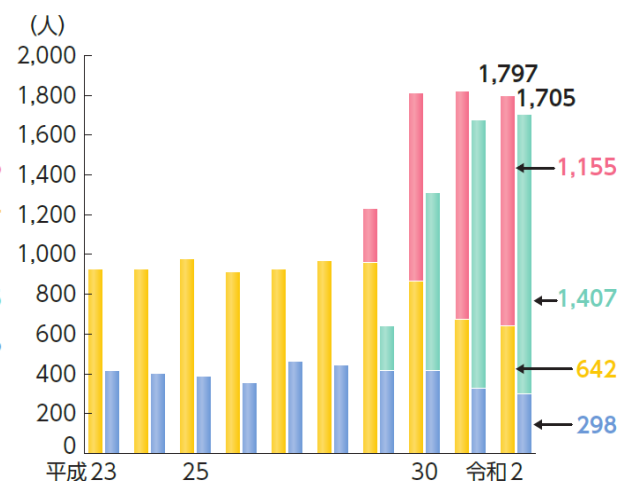
2-5-3-7図 専門的処遇プログラムによる処遇の開始人員の推移

(平成23年～令和2年)

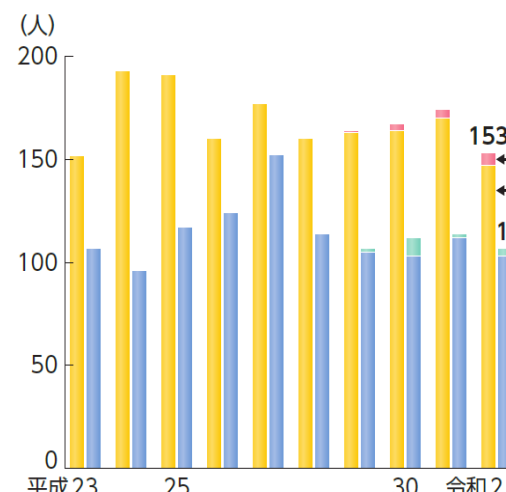
① 性犯罪者処遇プログラム



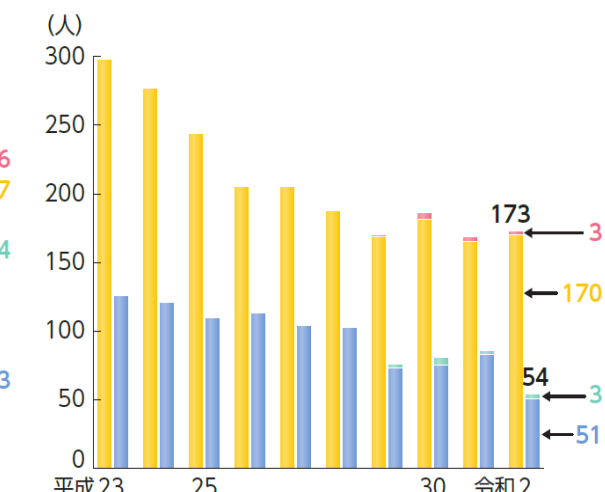
② 薬物再乱用防止プログラム



③ 暴力防止プログラム



④ 飲酒運転防止プログラム



(出典: 令和3年版犯罪白書P76、P78)

■ 仮釈放者 (一部執行猶予者) ■ 保護観察付一部執行猶予者
■ 仮釈放者 (全部実刑者) ■ 保護観察付全部執行猶予者

論点となる事項②

(法務省)令和4年度行政事業レビューシート(サマリー・試行版) 保護観察の実施【ロジック②】 ※一部抜粋

<p>活動内容 (アクティビティ)</p>	<p>保護観察対象者が実社会の中で改善更生できるように、国の責任において保護司の処遇活動に対しサポートセンターの設置等による支援を行うもの。</p>								
<p>活動目標及び 活動実績 (アウトプット)</p>	<p>活動目標</p>	<p>活動指標</p>	<p>単位</p>	<p>令和元年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>4年度 活動見込</p>	<p>5年度 活動見込</p>	
	<p>各保護区への更生保護サポートセンターの整備</p>	<p>更生保護サポートセンターの設置か所数</p>	<p>活動実績 か所 当初見込み か所</p>	<p>886</p>	<p>886</p>	<p>886</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	
<p>成果目標及び 成果実績 (初期アウトカム)</p>	<p>定量的な成果目標</p>	<p>成果指標</p>	<p>単位</p>	<p>令和元年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>中間目標 4年度</p>	<p>目標最終 年度 -年度</p>	
	<p>令和4年度において、更生保護サポートセンターの面接実施回数、処遇協議実施回数及び関係機関との協議会開催回数を35,000回以上とする。</p>	<p>更生保護サポートセンターの面接実施回数、処遇協議実施回数及び関係機関との協議会開催回数</p>	<p>成果実績 回数 目標値 回数 達成度 %</p>	<p>-</p>	<p>33,379</p>	<p>33,797</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	
	<p></p>	<p></p>	<p>目標値</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>35,000</p>	<p>-</p>	
	<p></p>	<p></p>	<p>達成度</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	
<p>成果目標及び 成果実績 (最終アウトカム)</p>	<p>定量的な成果目標</p>	<p>成果指標</p>	<p>単位</p>	<p>令和元年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>中間目標 4年度</p>	<p>目標最終 年度 5年度</p>	
	<p>令和5年度までに、委嘱後4年未満で退任した保護司の人数を157人まで引き下げる。</p>	<p>委嘱後4年未満で退任した保護司数</p>	<p>成果実績 人 目標値 人 達成度 %</p>	<p>-</p>	<p>182</p>	<p>174</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	
	<p></p>	<p></p>	<p>目標値</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>166</p>	<p>157</p>	
	<p></p>	<p></p>	<p>達成度</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	

主な論点

- 保護観察は5種ある中、保護観察の実施に係る現行のロジック（①）は適切か。また、アウトカムについて、保護観察に係る事業の効果を検証するための指標として適切か。
- 更生保護サポートセンターに係るロジック（②）のアウトプット・アウトカムについて、サポートセンターに係る事業の効果を検証するための指標として適切か。